令和8年度 日本文化紹介イベント助成 募集要項

公益財団法人日本台湾交流協会は、日本文化の紹介による日本と台湾の文化交流促進を目的として、台湾で開催される日本文化に関する展示や公演事業に対し、経費の一部を助成します。

なお、本件事業は令和8年度の予算成立を前提としており、予算の成立状況等によっては、採用が無効となる場合もあります。

1. 助成対象となる事業

台湾の団体が企画・実施する事業が対象です。申請者が日本の団体であっても構いませんが、あくまで台湾の団体が企画する事業での公演・出展を要請された団体である必要があります。

- (1)台湾で開催する日本文化紹介のための展示事業
- (2)台湾で開催する日本文化紹介のための公演事業(演劇・音楽・舞踊・伝統芸能等)

※注意点:

- ① 複数年度にわたらず、単一年度内に実施、終了する事業であること。
- ② 自然科学分野、日本語教育分野の主題を専らとするものは対象外。
- ③ 営利活動、宗教活動、政治活動、選挙活動を含むものは対象外。
- ④ 連続採用は原則として3年目までとし、4年目の応募は原則として対象外。

※補足説明:

営利活動とは、申請団体が当該事業計画において、収入を自身の団体の構成員に分配する支出行為を指します。

2. 申請資格

以下のいずれかに該当する団体であること。(個人の申請は受け付けません。)

- (1)上記1. (1)または(2)の事業を主催する台湾の団体
- (2)上記(1)の台湾の団体から公演・出展を要請された日本の団体

但し、以下のいずれかに該当する場合、申請資格はありません。

- ア. 日本国(行政機関等の国家機関)、日本国の地方公共団体、独立行政法人及び地方独立 行政法人(以下「国等」という)
- イ. 国等の設置する教育・研究機関その他国等に属する団体、施設等(国等が設立に関与する 組織・団体であっても、社団法人や財団法人など固有の法人格を持つ団体は含まない)
- ウ. 台湾の行政機関(文教施設、研究機関を除く)
- エ. 日本国が拠出している国際機関

3. 助成内容

以下の経費が助成対象となりますが、申請した金額全てが助成対象として認められるとは限りません。また、当協会が助成するのは事業全体経費の50%以内を上限とします。

(1)展示事業

- ①作家及び専門家の旅費(日本・台湾間の往復国際航空賃、宿泊費、鉄道賃)
 - 注1)国際航空賃はエコノミー割引運賃を上限とする。
 - 注2)宿泊費は当協会が定める上限額内の実費額。上限額は申請書フォームご参照。
 - 注3)事前調査や準備のための経費は対象外。

(開催前日から終了日の宿泊を含む6泊以内)

②図録作成費

(デジタルカタログも含む、日本人作家の作品が助成対象のため、日本人作家以外の作品も紹介する図録の場合は、助成対象の割合に応じ、経費の一部を助成する)

③作品輸送費

(ただし作品保険料、カルネ取得料は含まない)

※作品製作費、インスタレーション費、作家謝金等は対象外

(2)公演事業

- ①事業関係者の日本・台湾間の往復国際航空賃
 - 注)エコノミー割引運賃を上限とする。
- ②荷物の輸送費

(日本国内の出発地と空港間及び台湾到着後の空港と事業実施会場間の輸送、荷物の梱包に係る費用、通関作業で必要な倉庫保管料が対象)

- ※事前調査経費や準備経費は対象外
- ※事業の実施とは直接関係のない、事業参加者個人の荷物にかかる費用は対象外

4. 選考方針

以下に該当する場合は、優先度が低くなります。

- (1) 趣味的なサークルで親善を主な目的とする事業。
- (2) 特定のグループ間の交流や姉妹都市間の交流を目的とする事業。
- (3) 観光・研究等の活動を主体とするもの。
- (4) 公募作品により構成される展覧会。

5. 採用にあたっての諸条件

- (1)事業の開催にあたっては申請団体が一切の責任を負い、安全上等において細心の注意を払い実施すること。
- (2)営利活動、政治活動、宗教活動、選挙活動その他本事業開催目的の趣旨に反する活動及び行為は一切行わないこと。
- (3)事業の開催にあたっては、公益性と非営利性を目的とし、金品の寄付、援助、事業参加等を強要しないこと。
- (4)事業関連資料に必ず当協会名を助成団体として掲載すること。※1 また、ポスター、チラシ等の広報資料及びパンフレット、図録等の配付資料を各2部当協会 に提出すること。
- (5) 当協会が事業実施報告書中に指定する項目に関するアンケート調査を事業の参加者 に対し行い、その統計結果を同報告書において報告すること。
- (6)申請書および添付資料に記載した内容に基づいて事業を実施するものとし、やむを 得ずこれを変更しようとする場合は速やかに当協会に届け出て事前に承認を得ること。

特に、以下①~③の変更は、書面による届け出と当協会の事前承認が必要です。

- ①イベントタイトル、開催日・期間、会場、助成対象となる作家、専門家及び事業関係者または展示品の変更
- ②助成対象経費の費目ごとの金額を申請時から30%以上変更する場合
- ③イベントの全部もしくは一部を中止または廃止しようとする場合
- (7)申請団体は、<u>事業終了後1か月以内</u>(3月に開催した場合は1週間以内)に<u>収支決算書を含む事業実施報告書を提出(郵送)すること。</u>その際、当協会が経費助成をした項目については、証拠書類を必ず添付すること。(原証明を付したコピーでも可。航空賃については領収書の他、Eチケット控え及び使用済み往復搭乗券の半券(または航空会社が発行する搭乗証明書)が必要)
- (8)収支決算において余剰金が発生する場合にはこれを社会的信頼のおける慈善団体もしくは慈善事業に寄付するか、次回開催する非営利目的事業に積み立て、また、不足金が生じた場合には申請団体にて負担すること。
- (9)助成金の受給や使用に関して不正行為があったときは、助成金の交付取消や返還命令(含む加算金)に従うこと。(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第 179号)参照)
- ※1 当協会のロゴマークや日台友情のロゴマーク及びキービジュアルについても関連資料に掲載してください。ロゴマーク2種類の掲載は必須、キービジュアルの掲載は推奨とします。これらのデータは、採用後に提供します。
 - ・日本台湾交流協会ロゴマーク https://www.koryu.or.jp/about/introduction/logo/
 - ・日台友情ロゴマーク https://www.koryu.or.jp/friendship/logo/(日台友情 LOGO)
 - ・キービジュアル https://www.koryu.or.jp/friendship/logo/ (日台友情 KEY VISUAL)

※2 問題行為のあった申請者には、その後の一定期間の申請資格停止等の措置をとる他、場合によっては刑事罰が課されます。

6. 助成金の交付方法

採用時に助成上限額を通知します。

事業実施後、採用団体が<u>提出する事業実施報告書(収支報告を含む)</u>による確定検査の後、 最終的な助成額を確定し、同確定額を採用団体名義の銀行口座に振り込みます。

7. 申請手続

(1)申請期間

第1回目:2025年12月1日(月)~2026年1月21日(火) 必着

(2026年4月~翌3月10日までに実施・終了する事業)

第2回目:2026年7月1日(水)~7月31日(金) 必着

(2026年10月~翌3月10日までに実施・終了する事業)

- ※第1回目の申請で不採用となった事業は、第2回目に再申請することはできません。
- ※諸事情により、第2回目の募集を中止する場合があります。第2回目に募集する方は、申請前に当協会のウェブサイトで募集の有無をご確認ください。

(2)申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記入の上、その他の必要書類(申請用紙に記載)とともに、(3) の申請・問い合わせ先に電子メールにてお申し込みください。

- ※申請書類のうち、当協会の指定フォームがないものについては、できる限りまとめて PDF 化等を行い、かつファイル容量を可能な限り小さくしてください。(10MB を超えるメールは受信できません。)
- ※申請書類の添付の順番は、申請書兼誓約書に記載の順でお願いします。
- ※メールの件名は、「【日本文化紹介イベント助成申請】申請対象となる事業名」としてください (長い事業名は省略可)。
- (3)申請先·問合先·報告書送付先
 - ①台北事務所管轄地域での開催事業 ※1
 - 公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所

広報文化部 日本文化紹介イベント助成担当者あて

〒10547

台湾台北市慶城街28號 通泰商業大樓

E-mail:info-k1#tp.koryu.or.jp ×3

Tel02(2713)8000

②高雄事務所管轄地域での開催事業 ※2 公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所 文化室 日本文化紹介イベント助成担当者あて 〒802562

台湾高雄市苓雅區和平一路 87 號9樓

E-mail:bunka-k1#ka.koryu.or.jp ※3

Tel 07 (771) 4008

※1台北市、新北市、基隆市、桃園市、新竹市、新竹県、宜蘭県、 苗栗県、台中市、 花蓮県、彰化県、南投県、金門県、連江県

- ※2高雄市、台南市、屏東県、台東県、嘉義県、嘉義市、雲林県、澎湖県
- ※3スパムメール防止のため@を#に変えて表記しています。

8. 採用結果通知

- (1)審査結果は、第1回目募集分は2026年3月下旬以降に、第2回目募集分は9月下旬以降 に応募者全員に通知します。
- (2)審査結果についての照会には応じません。
- 9. 参考情報

令和7年度の実績

- (1)令和7(2025)年度採用実績 採用4件/申請8件
- (2)上記採用案件中の最大助成額 約980,000円
- (3)過去の採用案件は、当協会ウェブサイトでご覧ください。

https://www.koryu.or.jp/business/subsidy/cultural_event/

次ページの同意事項も必ずご一読ください。

申請にあたっての同意事項

本件事業にご申請いただく前に、以下の事項についても必ずご一読ください。事業にご申請いただいた場合は、すべての事項にご同意いただき、また遵守いただけるものと理解いたします。

1. 事業に関する情報の公開

採用された場合、申請団体の名称、事業の概要等の情報は、日本台湾交流協会の事業実施報告書、ウェブサイト等において公表されます。

2. 個人情報の取り扱い

(1)適用法の遵守

公益財団法人日本台湾交流協会(以下、「当協会」という)は、申請団体から取得する個人情報の重要性を認識し、以下の事項に準拠し、細心の注意をもって管理を行い、適切な取り扱い及び保護に努めます。

また、本事業に応募いただいた場合には、個人情報に関する当協会の取扱いをご了解いただいたものと理解いたします。

(2)個人情報の取得

当協会は、以下の表のとおり個人情報を取得し、利用目的の範囲内において取り扱います。

事業種類	取得する情報の種 類	取得方法	利用目的
・日本文化紹介イ	A群	•申請書	
ベント助成	・助成対象となる作	•同添付資料	A 群のみ
	家、専門家及び事		・公表資料への掲載
	業関係者		(事業報告書、機関誌、
	(氏名、職名、写真		SNS、ウェブサイト等)
	画像)		
	B群		A、B群
	•代表者		•採否審査
	(氏名、職名)		•採否結果通知
	•担当者		•事後評価
	(氏名、職名、電話		・フォローアップ調査
	番号、メールアドレ		
	ス)		
	•申請団体役員		
	(氏名、所属先、職		
	名)		
	・イベント参加メンバ		

_	
(氏名、職名)	
C群	C群のみ
•助成対象者	·宿泊費助成上限額確認
(氏名、生年月日、学	
歴、職歴、賞罰)	

(3)個人情報の利用期間

当協会は、上記の利用目的達成に必要な期間、申請団体の個人情報を取り扱い、利用期間終了後は、当協会の管理責任の元で適切に廃棄・消去いたします。

(4)個人情報の提供について

当協会は、日本の個人情報保護法及びその他の関連法規に定める場合を除き、本人の同意なく、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

(5)個人情報の越境移転

当協会は、日本国外にある第三者に対し、個人情報保護法に定める場合を除き、本人の同意なく、取得した個人情報を提供することはありません。

(6)18歳未満の個人情報について

当協会は、18歳未満の未成年者に関する個人情報を、保護者の同意を得ることなく、取得・ 処理することはありません。万が一、保護者からの同意を得ず、18歳未満の未成年者が当協 会に個人情報を提供したことがわかった場合には、速やかに当協会にご連絡ください。

(7)要配慮個人情報について

当協会は、本事業の利用目的の範囲内において、個人情報保護法に定める場合または事前に本人から同意を得た場合に限り、本人の要配慮個人情報(宗教、健康状態、アレルギー、飲食の禁忌等。上記「2 個人情報の取得)に記載されているものを含みます。)を取得することがあります。

(8)個人情報の管理について

当協会が取得した個人情報は、当協会内において厳重に管理し、不正アクセス、紛失、破壊、 改ざん及び漏洩などの個人情報に関するリスクに対して予防措置及び是正を含むセキュリティ 一対策を講じております。

(9)個人情報提供の任意性について

当協会へ提供いただく個人情報は任意です。ただし、必要な情報を提供いただけない場合には、採用のための書類選考等ができない場合がありますので、予めご了承ください。

(10)保有個人データの開示・訂正・削除等について(応募者の権利)

当協会は、当協会が保有する個人データに関する以下の開示・訂正・削除等について、本人であることを確認できた場合に限り、合理的な範囲でお問い合わせに応じるものとします。

- ①開示、照会または閲覧請求(中国語: 查詢或請求閲覽)
- ②複製作成の請求(中国語:請求製給複製本)
- ③訂正、補足の請求(中国語:請求補充或更正)
- ④収集、処理または利用の停止(中国語:請求停止蒐集, 處理或利用)
- ⑤消去の請求(中国語:請求刪除)

(11)事業関係者の個人情報

申請団体から提出を受けた申請団体以外の事業関係者の個人情報についても、上記(1)~(10)の取扱いとなりますので、申請団体より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いします。

(12)連絡窓口

本「個人情報の取り扱い」に係るご意見・疑問点等は、募集要項9. に記載の連絡先にお寄せください。

また、当協会の代表者情報は、当協会のサイトにある役員名簿をご確認ください。

https://www.koryu.or.jp/about/introduction/roster/

3. 海外での事業実施上の安全確保について

- (1)台湾での事業の実施にあたっては、関係者の安全な海外渡航・滞在のために、外務省海外 安全ホームページから現地の安全情報を入手・確認してください。
 - ※ 外務省海外安全ホームページ: https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html
- (2)台湾に渡航する際は「たびレジ」に登録し、海外におけるより一層の安全確保に努めてください。
 - ※「たびレジ」: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/